

法務省民二第445号
令和2年6月29日

法務局民事行政部長 殿
(東京を除く。)
地方法務局長 殿


法務省民事局民事第二課長
(公印省略)

換価分割の前提として行う代位による法定相続分での相続登記の申請の
可否について(通知)

標記について、別紙甲号のとおり東京法務局民事行政部長から当職宛てに照
会があり、別紙乙号のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方
お取り計らい願います。

2 不登 1 第 1 7 号
令和 2 年 6 月 1 9 日

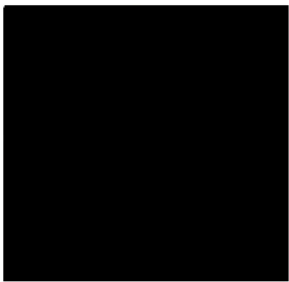
法務省民事局民事第二課長 殿

東京法務局民事行政部長 
(公 印 省 略)

換価分割の前提として行う代位による法定相続分での相続登記の申請の可否について（照会）

いわゆる換価分割（家事事件手続法（平成 2 3 年法律第 5 2 号）第 1 9 4 条第 1 項）として、被相続人が所有していた不動産を競売して換価した上で、売却代金を相続人間で分配することを命ずる遺産分割審判がされた場合に、当該分配を受けるべき相続人のうち一部の者が、当該不動産について、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 9 0 0 条（法定相続分）及び第 9 0 1 条（代襲相続人の相続分）の規定により算定した相続分に応じてする相続による所有権の移転の登記の申請をした場合には、当該申請をした相続人が当該移転の登記の登記権利者又は一般承継人でなくても、当該換価分割を実現する前提として、当該審判書を代位原因を証する情報として提供したときは、他の相続人を代位して当該移転の登記の申請をすることができるものとして、これを受理して差し支えないものと考えますが、いささか疑義がありますので照会します。

なお、差し支えないとした場合、その代位原因の表示は、「〇〇年〇月〇日遺産分割審判による競売」の振り合いによるのが相当であると考えますが、いかがでしょうか。



法務省民二第444号
令和2年6月29日

東京法務局民事行政部長 殿

法務省民事局民事第二課長
(公 印 省 略)

換価分割の前提として行う代位による法定相続分での相続登記の申請の可否について（回答）

本月19日付け2不登1第17号をもって照会のありました標記の件については、いずれも貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。